

経営規模等評価申請・総合評定値請求の確認資料について

令和3年4月1日申請分から、確認資料を以下「経営事項審査に係る「確認書類」一覧表【国土交通大臣許可業者用】」のとおり変更しますので、事前にお知らせします。

なお、4月以降の追加評価項目及び変更項目については、現在、確認資料等を含め精査中ですので、作成できしだい掲載いたします。

主な変更点

- 工事経歴書は、変更届（決算変更届）が提出済みの場合は省略できる。
- 6月以上の雇用を確認する確認資料は、前年度申請の技術職員名簿掲載者については、直近の①健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定を通知する書面又は②住民税特別徴収額を決定する書面のいずれか。
- 技術職員の資格等の証明する確認資料は、「有効期限に関する記載がある者（登録基幹技能者等）」、「新規掲載者」、「前年度から業種の追加・変更及び有資格区分の追加・変更のある職員」のみ、①合格証等②実務経験証明書：経審用のいずれか。
また、講習受講を「1」（受講済み）とする場合のみ、③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付する。

その他にも変更した点がありますので、「経営事項審査に係る「確認書類」一覧表【国土交通大臣許可業者用】」に赤字記載していますので、確認ください。

※2月1日から工事経歴書確認資料の契約書、注文書及び注文請書は、業種毎に元請・下請の区別なく請負代金の大きい順に3件（3件に満たない場合は全て）と変更

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表 【国土交通大臣許可業者用】（1／2）

チェック	必須	確認書類 ※特に指定のない場合は全て写し(コピー)		備考
☐	①	審査対象年度 ・消費税確定申告書の控え及び添付書類(付表2) ・消費税納税証明書(その1)		
☐	②	審査対象年度 ・工事経歴書(様式第2号)に記載されている工事に係る工事請負契約書又は注文書及び請書 ※業種毎に元請・下請の区別なく請負代金の大きい順に3件(3件に満たない場合は全て) ・工事進行基準適用工事がある場合は「工事進行基準適用工事一覧表(経審用)」を申請書に添付 ※前年度未受審の場合は、審査対象年度分全て(知事許可で前年度受審している場合は、直前3年の各事業年度における工事施工金額を添付) ※審査対象年度の変更届(決算変更届)を提出済の場合は、工事経歴書、直前3年の各事業年度における工事施工金額は省略可		※契約書等の右上余白部分に、業種、番号(工事経歴書記載順の番号)を記入してください(例)土ー1、土ー2
☐	③	審査対象年度 ・法人税確定申告書別表十六(一)及び(二)他、並びに貸借対照表(様式第15号)及び損益計算書(様式第16号)		貸借対照表及び損益計算書については、建設業法施行規則で定められた様式以外は不可
☐	④	技術職員に計上している方の6ヶ月を超える恒常的雇用関係の証明	前年度技術職員名簿掲載者 審査基準日直前に発行・作成された ①健康保険・厚生年金保険に係る標準報酬決定を通知する書面 ※後期高齢者医療制度対象者については、厚生年金保険料に係る標準報酬 決定を通知する書面 ②住民税特別徴収額を決定する書面のいずれか。 (知事許可で前年度受審している場合は、①又は②に加え前年度の技術職員名簿の写しを添付) 新規記載者 上述①又は②に加え、③又は④のいずれか ③事業所名の記載された健康保険被保険者証(資格取得年月日が確認できれば、健康保険組合が発行した資格証明書も可) ④雇用保険被保険者資格取得確認通知書(前年度未受審の場合も同様) 高年齢者雇用安定法の継続雇用制度対象者(6ヶ月超前からの雇用者) ・継続雇用制度の対象者であることを証する会社の代表者の押印のある書面(原本) (常時10人以上の労働者を使用する企業は、併せて継続雇用制度について定めた労働基準監督署の受付印のある就業規則)	「技術職員名簿」は前年度と同じ順で記載し、新規記載者を追加して下さい。 ※技術職員名簿記載が30人を超える場合は、①、②に技術職員名簿の記載頁数及び記載行数を記入(例 : p3, 11) 審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係が証明できるものが必要です ※記載しているもの以外で、審査基準日以前に6ヶ月を超える恒常的雇用関係が証明できるものがある場合は問い合わせてください
☐	⑤	技術職員の資格等の証明	・技術職員名簿に記載されているうち、「有効期限に関する記載がある者(登録基幹技能者等)」、「新規掲載者」、「前年度から業種の追加・変更及び有資格区分の追加・変更のある職員」のみ①、②を添付する。 ①合格证等 ②実務経歴証明書・経審用 ・講習受講を「1」(受講済み)とする場合は、 ③監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を添付する。 ・CPD単位取得数 未確定(4／1までに改訂します)	技術職員名簿の記載順に合格证等(①～③)を添付 基幹技能者は「登録基幹技能者講習修了証」を提出してください
	任意	項番	確認書類	備考
☐	⑥	[項番41] 雇用保険加入	①労働保険 概算・確定保険料申告書(雇用保険に関する部分) ※労働保険組合が発行した納入告知書・計算書と領収書でも可 ②①により申告した保険料の納入に係る領収済通知書	①審査基準日を含む期間内 のもの②審査基準日を含む期間内 のものうち直近のもの
☐	⑦	[項番42] 健康保険の加入	以下の資料(①～②)の”いずれか一つ” ①保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書 ※健康保険の被保険者となるべき従業員が承認を受けて全国土木建築国民健康保険等の国民健康保険に加入している場合は、「適用除外」となる	審査基準日を含む月のもの
☐	⑧	[項番43] 厚生年金保険の加入	以下の資料(①～②)の”いずれか一つ” ①保険料の納入に係る領収証書 ②納入証明書	審査基準日を含む月のもの
☐	⑨	[項番44] 建設業退職金共済制度	建設業退職金共済事業加入・履行証明書(経営事項審査用)	審査基準日に加入していることが証明できるもの
☐	⑩	[項番45] 退職一時金制度若しくは企業年金制度導入	退職一時金 以下の資料(①～⑨)の”いずれか一つ” ①中小企業退職金共済制度への加入を証明する書面 ②特定退職金共済団体制度への加入を証明する書面 ③就業規則(労働基準監督署長の印のあるもの) ④労働協約 企業年金 ⑤厚生年金基金への加入を証明する書面 ⑥適格退職年金契約書 ⑦確定拠出年金運営管理機関の発行する確定拠出年金への加入を証明する書面 ⑧確定給付企業年金の企業年金基金の発行する企業年金基金への加入を証明する書面 ⑨資産管理運用機関との間の契約書	審査基準日に導入していることが証明できるもの
☐	⑪	[項番45] 法定外労働災害補償制度加入	以下の資料(①～⑤)の”いずれか一つ” ①(公財)建設業福祉共済団への加入を証明する書面 ②(一社)全国建設業労災互助会への加入を証明する書面 ③全日本火災共済共同組合連合会への加入を証明する書面 ④(一社)全国労働保険事務組合連合会への加入を証明する書面 ⑤労働災害総合保険若しくは準記名式の普通傷害保険の保険証券又は加入を証明する書面 ※次の要件のすべてを満たすものでなければ評価対象として扱えません。 ○業務災害と通勤災害のいずれれもが対象となっていること ○直接雇用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべてが対象となっていること ○死亡及び労災保険の傷害等級第1級から第7級までに係るすべてが対象となっていること	審査基準日に加入していることが証明できるもの

経営事項審査に係る「確認書類」一覧表【国土交通大臣許可業者用】（2/2）

	任意	項番	確認書類	備考
☐	⑫	[項番48] 民事再生法又は会社更生法の適用	・手続開始の決定日を証明する書面 ・手続終結の決定日を証明する書面（官報公告の写し等）	審査対象事業年度に受けた決定について提出して下さい
☐	⑬	[項番49] 防災協定の締結	以下の資料（①～②）の“いずれか一つ” ①国、特殊法人等又は地方公共団体と締結している防災協定書 ②所属している社団法人等の団体が、国、特殊法人等又は地方公共団体との防災協定を締結している場合は ・当該団体が締結している防災協定書 ・申請者が当該団体に加入していることを証する書面 ・防災活動に一定の役割を果たすことが確認できる書類（当該団体の活動計画書又は当該団体の発行する証明書等）	審査基準日時点で有効な協定に限る 防災協定を複数締結している場合は、その内の1つのみの添付
☐	⑭	[項番50・51] 法令遵守の状況	営業停止命令書若しくは指示書	建設業法第28条に基づく処分
☐	⑮	[項番52] 監査の受審状況 1. 会計監査人の設置 2. 会計参与の設置 3. 経理処理の適正を確認した旨の書類の提出	1: 有価証券報告書若しくは監査証明書（無限定適正意見又は限定付適正意見が付されているもの） 2: 会計参与報告書 3: 建設業の経理実務の責任者（常勤職員）のうち公認会計士、会計士補、税理士及びこれらとなる資格を有する者並びに1級建設業経理事務士のいずれかに該当する者が「経理処理の適正を確認した旨の書類」に自ら署名を付したものの（原本）	1～3のいずれか1点を提出
☐	⑯	[項番53・54] 公認会計士等の数	未確定（4/1までに改訂します）	
☐	⑰	[項番55] 研究開発費の状況	注記表（様式第17号の2） ※[項番52]で「1」を選択した場合のみ	建設業法施行規則で定められた様式以外は不可
☐	⑱	[項番56] 建設機械の保有状況	【1】建設機械の保有状況一覧表（申請書類に添付の場合、記載されていた建設機械の確認書類） 【2】①売買契約書は次年度以降添付不要。 確認書類に添付された場合は従来どおり翌年度以降も添付必要） 【2】審査基準日時点の所有状況が確認できる次の①又は②のいずれか ①売買契約書 ②リース契約書 審査基準日から将来に渡って1年7ヶ月以上の使用期間のあるもの。（リース期間が1年7月に満たない建設機械について、評価を受けようとする場合は、「リースに関する申出書」が必要） かつ 【3】それぞれ稼働の状況が確認できる次の資料 ・建設機械の場合…特定自主検査記録表 ・大型ダンプ車の場合…自動車検査証 ・移動式クレーンの場合…製造時検査証または性能検査証	1. 建設機械抵当法施行令（昭和29年政令第294号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー（自重3トン以上）、トラクターショベル及びモーターグレーダー 2. 大型ダンプ車 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第103号）第2条第2項に規定する大型自動車（以下単に「大型自動車」という。）のうち、同法第3条第1項第2号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第3項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があった場合においては、同条第2項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第3条第2項の規定による表示番号の指定を受けているもの 3. 労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第12条第1項第4号に規定するつり上げ荷重が3トン以上の移動式クレーン
☐	⑲	[項番57・58] 国際標準化機構が定めた規格 ISO 9001の登録 ISO 14001の登録	(財)日本適合性認定協会(JAB)又はJABと相互認証している認定機関に認定されている審査登録機関の認証を証明する書類 ①登録証 ②付属書（認証範囲を確認できる書面）	①活動内容に建設業が含まれていること ②建設業法上の従たる営業所のすべてが認証範囲に含まれていること
☐	⑳	[項番61・62] 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況 CPD単位取得数 技術者数 技能レベル向上者数 技能者数 控除対象者数	未確定（4/1までに改訂します）	